



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国保育士会

子どもの最善の利益を守るために  
保育専門職が身につけたい  
ソーシャルワークの  
基本的な知識・技術等



# 全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在（いま）を幸せに生活し、未来（あす）を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくれます。

## （子どもの最善の利益の尊重）

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

## （子どもの発達保障）

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

## （保護者との協力）

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

## （プライバシーの保護）

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

## （チームワークと自己評価）

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。  
また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

## （利用者の代弁）

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。  
また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

## （地域の子育て支援）

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

## （専門職としての責務）

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会

制定日：平成15年2月



# 目次

---

はじめに .....	4
事例の使い方 .....	5
ソーシャルワークにおける基本的な姿勢、スキル .....	6
ソーシャルワークが求められる場面 .....	10
[CASE 1] 長男への虐待が行われていた家庭への支援 .....	10
[CASE 2] 経済的困窮と複合課題の多い家庭への支援 .....	12
[CASE 3] 発達の遅れを抱える子どもへの支援 .....	14
[CASE 4] 友達関係を心配する保護者への支援 .....	16
[CASE 5] 外国籍の家庭(園児・保護者)が園の生活に慣れるための支援 .....	18
[CASE 6] 毎日登園するための支援 .....	20
[CASE 7] 発達障害・精神疾患を抱えた保護者・配慮を要する子どもへの支援 .....	22
[CASE 8] 母親の内縁の夫から、子どもたちの心と体を守りたい ～ステップファミリーへの支援～ .....	24
コラム／相談支援における“コツ” .....	26
想定される関係機関 .....	27

---

## 執筆者

伊藤嘉余子(大阪公立大学 教授) [監修]

「事例の使い方」「ソーシャルワークにおける基本的な姿勢、スキル」「(ソーシャルワークが求められる場面)コメント」「コラム／相談支援における“コツ”」「(想定される相談機関)警察」

全国保育士会 制度・保育内容研究部(令和6年度)

「はじめに」「ソーシャルワークが求められる場面」「想定される相談機関(警察以外)」



## ～保育現場でソーシャルワークの知識・技術等が求められる背景～

- 近年、保育現場において子どもや保護者に多様で複合的な課題がみられます。そうした状況や地域子育て支援の取り組みに対し、ソーシャルワークの手法を用いることにより、効果的な支援となることが期待できます。
- 令和3年度に国が取りまとめた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」報告書において、進行する人口減少等の影響を踏まえ、多様な保育・子育てニーズに対し、地域全体で受け止める環境整備の必要性を示唆しつつ、専門性を活かした効果的な地域支援を行うことができる保育所・保育士等に大きな期待が示されました。
- また、令和6年4月施行の改正児童福祉法において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置を進めるとともに、新たな認定資格として「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用資格要件の一つに加わるとともに、保育士もその資格を取得することができるようになりました。
- さらに、令和8年度から「こども誰でも通園制度」が給付化される等、保育所・認定こども園に対し、すべての子育て家庭を支援する役割がこれまで以上に期待されています。
- 保育所保育指針や全国保育士会倫理綱領においては以下のとおり記載されています。

### 保育所保育指針 総則Ⅰ(Ⅰ)「保育所の役割」

- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

### 全国保育士会倫理綱領「地域の子育て支援」

- 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

- こうした子どもや子育て家庭が置かれている状況の変化、保育所・認定こども園や保育士・保育教諭に求められる役割の変化のなか、地域のさまざまな社会資源との連携において、保育士・保育教諭はこれまで積み重ねてきた専門性を発揮することが重要です。
- そこで、保育士・保育教諭等が知っておきたいソーシャルワークの基礎的な知識・技術等を学ぶことを目的に、本パンフレットを作成しました。
- 作成にあたっては、大阪公立大学の伊藤嘉余子氏（教授）にソーシャルワークの基本的な技術、事例等の解説等をご執筆いただきました。
- なお、本パンフレットは、保育者がネットワークの中心的な役割を担うということや、ソーシャルワークに専念することを求めるものではありません。ソーシャルワークの基礎的な知識・技術を獲得することで、他機関・多職種との連携をより推進し、子どもの育ちを保障することにつなげることを明確にするものです。

## 事例の使い方

このパンフレットでは、園でよく出会うであろう8つの事例を取り上げ、その対応と今後の目標や展望について紹介しています。

このパンフレットをぜひ園内研修や実習生等を教育する際の教材、園で困難な事例に直面した際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

特に、以下のような観点をもって、ご活用いただきたいと思います。

### 1

#### 保護者や子どもへの日頃のかかわりについて振り返る

夫婦間のDV、保護者からの虐待、子どもに発達特性がみられるケース等、園で直面しているであろう、さまざまな親子の事例を取り上げました。事例集にある園の対応とみなさん自身の園での対応とを照らし合わせ、自分たちのかかわりについて検証してみてください。

### 2

#### 自園の地域の社会資源と比較する

事例のなかには、さまざまな社会資源が出てきます。例えば、DVのある家庭の子育て支援を行いたいとき、自園の地域だったら、どこの機関と連携できるだろうか？DVに悩む女性・母親の相談窓口はどこにあるのだろうか？……等、自園の地域に置き換えて、事例を読みすすめてみてください。

### 3

#### リフレーミング<sup>\*</sup>の演習課題として活用する

8つの事例は、保育者が執筆しています。それぞれの事例で、対応について苦慮されておられるケースでは、ケースや状況について「ネガティブな表現」がされている事例もあります。そうした事例について、「リフレーミングできる表現はないか？」という視点から検証してみてください。例えば「精神疾患で入退院を繰り返している、体調が不安定でおちつかない」といった表現を「定期的に専門的な医療機関のケアを受けることができている。自分の体調不良に敏感に対応できている」とリフレーミングすることができたりします。

最後に、ご自身の園でも、独自の「事例集」を作成、ストックしていくと、今後の新任研修や園内研修でのよい教材ができあがるかもしれません。

大阪公立大学 教授  
伊藤 嘉余子

※リフレーミング … P26「コラム」参照



# ソーシャルワークにおける基本的な姿勢、スキル

## 1. なぜ、保育者にソーシャルワークの知識・技能が必要か

近年、子どもや家庭を取り巻く環境は、複雑化するとともに、解決すべき課題が深刻化しています。例えば、家事や子育てを担うおとなが少ないひとり親家庭、経済的な困難を抱える家庭、虐待を含む不適切な養育といった課題を抱える家庭等、保育者としての「保育の知識」だけでは対応できない家庭とその子どもと向き合う機会が増えてきています。

また、児童福祉法改正や子ども・子育て支援制度によって保育所・認定こども園等（以下、保育所等）が地域子育て支援の拠点として位置づけられ、園に通う子どもだけではなく、地域のすべての子どもや子育て家庭の支援を担う役割が、保育所等および保育者には求められています。

保育者として身につけたいソーシャルワークの基本的な姿勢や知識・スキルには大きくふたつあります。ひとつは、子どもや保護者と向き合う時の基本的な姿勢や価値観です。そして、もうひとつは、地域資源の活用や多機関・多職種と連携・協働できる力です。ここでは、これらのふたつの力について、詳しく説明していきます。

## 2. ソーシャルワークの基本的な姿勢：バイステックの7原則

ソーシャルワークの基本的な姿勢として「バイステックの7原則」といわれるものがあります。これは「援助関係構築の原則」とも呼ばれており、利用者（保育者の場合は、子どもや家族）と一緒に課題解決のために協働する支援者として信頼されるために必要な姿勢や態度等について示したものです。

### バイステックの7原則

1. 個別化の原則
2. 意図的な感情表出の原則
3. 統制された情緒関与の原則
4. 受容の原則
5. 非審判的態度の原則
6. 自己決定の原則
7. 秘密保持の原則

### 1) 個別化の原則

これは、目の前の利用者を「他の誰とも違う、かけがえのない【個人】」としてとらえる、という考え方です。例えば「シングルマザーだから経済的に困窮しているに違いない」等とその人を環境や条件等で決めつけてとらえようとしたり、先入観や偏見をもって人をとらえようとしたりしないという原則です。似たような境遇の人でも、誰一人同じ考え、同じ気持ちの人はいません。一人ひとりの思いにきちんと向き合うことが大切になります。

### 2) 意図的な感情表出の原則

これは、「利用者が表出するいかなる感情も認め、受け止める」という考え方です。

例えば、お母さんが「生活が苦しくて、もう死にたい」といった感情を表現したときに「死にたいなんて言ったらだめですよ」とたしなめるのではなく、「そうなんですね、それだけつらいんですね」と受容的に受け止めるという原則です。ポジティブな感情だけを受け止め、ネガティブな感情は否定するという姿勢でいると、利用者は「この人は気持ちを受け止めてくれない」「話を最後まで聴かずに頭ごなしに怒られる」と思って、悩みを打ち明けにくくなります。利用者が安心して自分の悩みや苦しみを口にできるようなかわりが、信頼関係をつくるうえでとても大切になります。

### 3) 統制された情緒関与の原則

これは、援助者自身が、自分の感情を自覚しコントロールしながら、でも「情緒的に応答しながらかかわる」という原則です。つまり、無防備に利用者に感情移入するのではなく、「この人は、どういった情緒的なかわりを求めて私にいま、この話をしているのだろうか」と専門職としての想像力や感受性を働かせながら話を聴き、自分の感情をコントロールしながら、話を聴くことが大切になります。

### 4) 受容の原則

これは、「その人自身をあるがままに受け止める」という原則です。

利用者自身の個性や考え、生き方、言動などを否定するのではなく「なぜ、この人はこのようなことを言ったり、したりするのだろうか」とその背景にあるものを考えつつ、その言動に至ったプロセスを含め、理解し受け止めるという原則です。

しかし、時に、こちらの理解を超える言動、あるいは許しがたい言動をする人と出会うこともあるでしょう。そのようなときは、相手の「行動」と「感情」を分けて受容することが必要になります。例えば、子どもに厳しすぎる保護者と出会ったとします。あなたとしては、もっと子どもにやさしく接してほしい、接するべきだと思うかもしれませんが、しかし、保護者の話をよく聞くと、子どもを厳しくしつけなければ、夫や夫の両親から自分が責められるという事情を抱えているかもしれません。利用者のことをより深く理解しようとする、行動そのものは変わって欲しいと思えても「そこに至る気持ちはわからなくもない」と感情を受容することができるようになります。

### 5) 非審判的態度の原則

これは、利用者を一般的な常識・価値観や、援助者自身の個人的な価値観等で判断・評価しないという考え方です。例えば、喫煙している保護者に対して「たばこは体によくないから禁煙したほうが良い」と頭ごなしに言わない、という原則です。これは、受容の原則や自己決定の原則とも重なるものになりますが、本人の価値観や信念、言動をあるがままに受け止めていくということ、その人なりの選択や判断を尊重することが大切になります。

### 6) 自己決定の原則

これは、利用者が「自分のことは自分で決める（決めることができる）」という原則です。援助者の正義や価値観を押し付けたり、指示命令のようなアドバイスをしたりするのではなく、相手の気持ちに寄り添いながら、本人が自分で選び決定するプロセスをサポートすることが援助者の役割だという考え方です。

### 7) 秘密保持の原則

これは、援助のプロセスで知り得た個人情報等をみだりに他者に漏らさない、プライバシーを尊重するという原則です。子育てや生活に関する困りごとの相談に乗るなかで、保護者自身や家族の成育歴や特性等について知り得ることもあるでしょう。そうした話を同僚の保育者や家族・友人などにみだりに口外しないという原則です。例えばケース会議等で、必要な情報を共有することは大切ですが、町のなかや職場であっても会議以外の場で、利用者に関する個人情報を話題にすることは慎みましよう。ソーシャルワーカーには守秘義務があります。



## 3. ソーシャルワークにおける多職種連携

子ども虐待や子どもの貧困、DVやひとり親家庭としての家事・育児の両立困難など、複雑化・深刻化した子育て家庭の支援においては、ひとりの保育者や、自分の園だけで抱え込むのではなく、地域のさまざまな関係機関と連携しながら、家族の問題解決に向けて動いていく必要があります。

子育て支援の拠点として、園や保育者が地域の関係機関と連携しながら子育て家庭を支援していくには、以下の2つのポイントがあります。

### 1) 相互理解と情報共有

関係機関間の情報共有は、連携を円滑に進めるうえで重要です。そのためには、関係機関が定期的に一堂に会して、それぞれがもっている情報を共有したり、機関間の役割分担を決めたりする機会をもつことが大切になります。

また、専門性の異なる多職種間での情報共有では、お互いが使う専門用語の違いを理解することに加え、お互いの専門性の違いによる視点等の理解やリスペクトが大切になります。

### 2) 適切な役割分担と定期的な役割分担の見直し

各専門職の役割分担を明確にし、それぞれの職種の専門性や強みを活かせるようにすることが大切です。

また、親子の生活状況や人間関係、体調などは、ずっと一定とは限りません。一度立てた支援計画や役割分担を漫然と継続して実践するのではなく、定期的に親子の状況について関係機関と情報共有しながら、状況に応じて役割分担やプランを柔軟に変更していくことも重要です。

そして、良好なチームワーク構築において「役割のない人・機関をつくらないこと」はとても重要な鉄則になります。「誰かがやってくれているだろう」と全員が思っていて、結果、誰も見守っていない、ということにならないように、適切な役割分担と定期的なコミュニケーションと見直しが大切になります。

## 4. ソーシャルワークにおけるストレングス視点

ソーシャルワークでは、人や物事の「弱い部分」だけでなく「強み・長所（ストレングス）」に着目して、利用者理解に努めたり、支援計画を立案したりすることがとても大切になります。

ストレングス視点とは、人がもつ強みや能力、努力などに着目し、それらを活かして支援していく視点のことです。ソーシャルワークでは、人々の困りごとや生活問題などをターゲットとするため、疾病や障害、「お金がない」などたりないもの、「暴力を振るう」等の短所や欠点といった、いわゆる「たりないもの」「やるべきなのにできていないこと」等に注目することが多いです。これに対して、ストレングス視点では、その人がもつ強みや可能性に焦点を当てて、その人を理解したり、問題解決に向けた方策を考えたりしようとするものです。

ストレングス視点に基づくソーシャルワークでは、「すべての人や状況にストレングスはある（ストレングスのない人や状況はあり得ない）」という立場をとります。どんな人にも長所はあり、どん

なに絶望的と思われる状況にも必ず問題解決のヒントとなる「強み」があると信じる力がソーシャルワーカーには求められます。

ストレングスには「本人のストレングス」と「環境のストレングス」とがあります。

「本人のストレングス」とは、人柄、才能、技能、趣味や興味のほか、生活に抱く願望や抱負、経験、自己評価などを含みます。例えば「離婚経験3回」も「経験のストレングス」ととらえます。

「環境のストレングス」には、例えば、年金や保険など、利用できるにもかかわらず、まだ利用していない制度の発見や、すでに利用していて公的機関とつながることができているといった「制度的環境」があります。また、家族関係がよい、友達が近隣にいる等といった「人的環境」。さらに、持ち家がある、集合住宅の1階に居住、駅に近い、日当たりがいい等といった「住環境」があります。

ストレングス視点は、誰もが本来もっている強みや可能性を見つけ、それを活かしてよりよい生活を送ることができるようにするための支援に役立つ視点です。ストレングス視点を発揮した支援を行うには「リフレーミング」が有効です（P26「コラム」参照）。

---

## 5. さいごに：保育者とソーシャルワーク

---

保育者は、「保育」という専門性を用いて、子どもの健やかな育ちを支える専門職です。保育者が、子どもや家庭の困りごとに気づき、必要に応じて直接話を聴いたり、関係機関に適切につないだり、地域の機関とともに家庭を見守ったりする役割を担うことはとても重要です。また、そうした支援の場面では、ソーシャルワークの知識や視点が大切になります。しかし、保育者自身がソーシャルワークに専念したり、中心的な役割を担ったりするわけではありません。ソーシャルワーカーである児童相談所職員など関係機関と連携し、適切な役割分担をしながら子育て家庭の支援を行うことが、保育者の役割になります。



## CASE 1

## 長男への虐待が行われていた家庭への支援

## 1 事例の背景

A児とB児は3歳、0歳で入園してきた兄妹で、両親ともに20代前半と若く、入園前に父親から母親に対するDVやA児に対しての虐待の疑いがあり、児童相談所やこども家庭センター、保健センターがかかわっている家庭であった。

入園前の面接には両親そろって参加し、父親はB児を抱っこし「かわいい」と言葉に表し、可愛がっている様子が見られる一方、A児に対しては話しかける言葉がきつく感じられた。

また、両親の育児の影響か、A児は外遊び等の経験も乏しいうえに言葉等に発達の遅れが見られた。さまざまな相談機関と協働しながら二人の保育園生活が始まったが、その後も近所からの通告や、父親によるA児への虐待疑いなど、たびたび問題が生じた。保育園でも気になることがあると各機関にそのつど報告し、対応を行っていた。

## 2 事例

ある日、B児の連絡ノートに、「前日の夜Bちゃんにちょっかいを出したA君に父親がひどく怒り、頬をきつくぶったためアザが残りA君は当分保育園を休む」と書かれていた。緊急性があると判断し、児童相談所に報告した。児童相談所から自宅に訪問することはできないかとの依頼が保育園にあったため、園長と担任保育士とで訪問したが、ケガの様子を確認できる距離でA児と対面することができなかった。児童相談所では保護することも視野に入れ協議を重ねていたようだが、今まで以上に気を付けて見守りを続けていくこととなった。しかし、その後も通告されることがたびたびあり、あの時の判断が正しかったのかと思うこともあった。

入園してから1年半ほどたったある日、父親から保育園が児童相談所に通告したのではないかと電話をかけてきたことがあった。初めはすごい剣幕でまくし立てていたが、少し落ち着いてくると「自分もこういう育てられ方しかされていないのでわからない」と弱音をはき、悩みを打ち明けてくれたように感じられた。子どもとのかかわりのアドバイスをしたり、これからは何でも相談してほしいと伝え、父親との距離が少し近づいたようにも思えた。

父親の支援だけでなく保健センターで行われるA児の発達相談に同席する等して、母親とも信頼関係を築けるようになってきた。子どもについての相談だけでなく就職の悩みなど、園長や担任保育士と良好なコミュニケーションを図れるようになっていた。しかし、父親から暴力による虐待はみられなくなってきていたものの、DVがあったようで、母親は保育園では明るく振る舞っているが、心理的に過剰なストレスを受けていたようである。

### 3 終結と課題

A児が年長になった頃、母親が知り合いを頼りに母子ともに避難し、離婚。A児の卒園とともに、引越しとなり、B児も退園することとなった。小学校とは引き継ぎができたが、B児は次の園が決まらず、保育機関との引き継ぎは行えなかった。

保育園は卒園、退園すると支援は他の機関に委ねることで終了となる。A児、B児のその後の様子は気になるものの、新たな場での幸せを願うのみである。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

B児の連絡ノートを読んで、すぐに児童相談所に報告したのは、適切な判断だったと思います。たとえ小さなあざや傷であっても、とくに首から上の外傷は、必ず児童相談所に連絡してほしいと思います。本来、通告後の家庭訪問（子どもの安全確認）は児童相談所の役割になりますが、このケースでは保育園が行いました。今後は「園としても訪問できるが、児童相談所にも確認してほしい」との旨を伝えることができればいいと思います。

近年、全国的にDV相談は増加傾向にあります。それぞれの園において、地域にあるDV相談支援に関する社会資源や関係機関についても把握しておくといでしょう。例えば、行政のDV相談窓口のほか、DVから逃避してくる女性や母子を保護できる民間シェルター、母子生活支援施設等の資源があげられます。

この事例では、暴力をふるう父親が、園で弱音をはいたり、悩みを打ち明けたりする場面がありました。園の先生が、「バISTECKの7原則」をしっかりと実践して、「ここでなら、この人になら話を聴いてもらいたい」という関係性を父親との間に構築できたことがうかがえます。

頭ごなしに、保護者の不適切な言動を指摘するのではなく、まずは傾聴、その親なりの言い分にしっかりと耳を傾け、受け止める姿勢が大切になります。

#### 参考

※児童相談所（通称：児相）とは

27頁に詳細記載。全国に240か所設置されている（令和7年4月1日時点）。児童相談所虐待対応ダイヤル「189（イチハヤク）」に電話すると、管轄内の児童相談所に転送される。



※こども家庭センターとは

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する施設。令和4年に成立した改正児童福祉法において、市区町村は設置に努めることとされた。この相談機関では、相談を受けて支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。



## CASE 2

## 経済的困窮と複合課題の多い家庭への支援

## 1 事例の背景

ひとり親家庭のA児（2歳児）。保護者は離婚したばかりで経済的に困窮。以前はアルバイトで生計をたてていたが、離婚当時はA児の所属がなかったため働けない状態であった。保護者は保育課へ提出する書類を読むことや漢字を書くことが苦手であり、養育力にもかなりの難しさがある。A児は発語がなく、未歩行で発達がゆっくりな児。要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）担当者からの紹介で入園となった。

入園前から要対協、母子保健の保健師、保育課はかかわっていたが、保育園からの情報をもとにした結果、生活福祉課、児童相談所、障害福祉課、療育相談、教育委員会、就学相談が関係機関として連携した。

## 【連携先との関係性】

- 要対協は家族のコーディネーター役
- 保健師は出産時からA児の成長発達について訪問等の支援機関
- 保育課は入園に関すること
- 生活福祉課は生活費等に関する支援機関
- 児童相談所は要対協のバックアップと保護者の相談支援機関
- 療育相談、障害福祉課はA児の発達のサポート機関
- 教育委員会、就学相談は就学に関する支援機関

## 2 事例

A児が入園後、保護者が園のさまざまなルールやお願いを理解することが難しく、持ち物や着替え、オムツや送迎にも次々と課題が出てくる状況であった。保護者は家庭でA児へ優先的に食事はさせているものの、自分は一日にカップ麺ひとつという生活が続く等、保護者との会話から経済的にも困窮している様子が見られたため、要対協へ状況を報告した。

園では保護者にあわせ、理解してもらえようひとつずつ時間をかけて説明をする等、工夫を継続した。保護者は園に慣れてくると担任保育士と親近感を持つようになり、担任との関係をより持とうとした結果、「保育園の保育士と保護者」の範疇を超えて必要以上に担任へ執着することが続いてしまった。また、気になることがあると、その保育士へ攻撃する言動が多かったため、園内で話し合い、細かい情報も要対協へ報告をしていくこととした。

家庭の状況だけでなく、園が不安や負担に感じる思いも含め要対協へ連絡したところ、定期的に個別ケース検討会議が実施されることになり、関係機関それぞれの役割を決めて対応していくこととなった。その会議での助言もあり、園では毎日の保護者対応を担任に特化するのではなく、

園長、主任、副主任等が分担してかわるようになった。個別ケース検討会議では園の不安や課題、負担に感じる思いを関係機関にわかってもらえる機会となり、園の対応の仕方やチームの役割分担を話していくことができた。

### 3 終結と課題

チームの役割分担のなかで、関係機関が定期的に家庭訪問をしたり、福祉サービスの利用につながりした結果、保護者の生活が少しずつ経済的に安定してきた様子が見られた。担任への執着傾向は続いたが、個別ケース検討会議で相談することにより園の精神的な負担が軽減され、その時々で起こった課題についても支援の仕方を協議し支援を続け、卒園を迎えることができた。

卒園後、親子の様子は関係機関から情報が入ることはなくなった。登校できているかどうかの心配が続いている。登園、降園の際に保護者の支えとなるように話しかけを継続してきた園にとっては、その後の情報や振り返りがあると今後の支援の幅が広がり、園自体の支援の力がさらにつくと考えている。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

入園前から要対協のケースであったこともあり、園以外の関係機関のかかわりや役割分担が明確だったことはよかった点ですが、一方で「では園は、今後、どのような位置づけになるのか？どのような役割が期待されているのか？」についても、あわせて、要対協と園とで話しあうことができていたら、なおよかったと思います。

保護者の保育者に対する距離感に苦慮した事例でしたが、こうした保護者の特性を理解したりするための園内研修も大切になります。心理士や精神科医等、保育とは異なる分野の専門職を講師に招く等して、適切な保護者対応ができる保育者としてのスキルアップに園全体で取り組むことは重要です。

また、経済的に困窮している様子が気になる親子については、地域の子ども食堂やフードパントリーなど、行政以外の機関とつなぐことができると少し安心できると思います。子ども食堂等の民間機関は、利用に年齢制限がないので、卒園後も、園として子ども食堂等の機関と連携を取り続けることで、卒園した親子の様子を知ることができます。

行政も交えた、支援の振り返りや卒園後の情報共有を行っていくには、地域のネットワーク（要対協を含む）に園として参画し続けることが大切になります。

#### 参考

※要保護児童対策地域協議会（通称：要対協）とは

児童福祉法第25条の2に規定されている。

「地方公共団体は単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」とされている。



## CASE 3

## 発達の遅れを抱える子どもへの支援

## 1 事例の背景

1歳9か月入所。(母、父、本児A)

入園前の面談時、A児は母の隣に座りおだやかにブロックで遊ぶ。面談が終わり、帰ることを促されると途端にかんしゃくを起こし母親を叩き続ける。

入園後、日常的に不快や不安を奇声や他害で示すことが多く、A児の内面理解を心がけ、感情と行動の調整、相手の思いに気付くための仲立ち、感情の言語化のサポートや、安心して活動に取り組めるよう見通しがもてる環境づくりを個別支援で行った。

母親は、入園当初からA児の子育てに困り感を抱えていたため、園とは定期的に面談し、A児の行動理解や対応のアドバイスを受ける。父親は、本心は発達検査には反対だが、園の方針や母親の思いを尊重する。保護者が保健相談センターや教育委員会の相談・検査等を利用する際には、園がコーディネートを行う。保育者は、地域の発達支援センターへ相談、研修会へ参加し、発達特性の理解と対応を学ぶ。

## 2 事例

## [入園後～2歳]

園生活を通して、A児の奇声や他害は不快や不安の気持ちの表現であることが見えてきた。母親と共有し、危険な行動は禁止するが、まずは、A児の感情を代弁し、思いを受け入れることをアドバイスした。

3歳児健診を前に、地域担当保健師へA児の様子を伝え、健診当日の丁寧な観察をお願いした。健診結果は、園での見守りを継続し、次に保護者から相談があった時には、心理検査の受診を促すよう助言をもらった。

## [3歳～4歳]

不快や不安に加えて体調不良も衝動的行動の背景とわかった。また、偏食が強くなった。苦手な食材を見ると衝動的に食器を投げる、机やいすをひっくり返すため、給食室へ出向き、苦手な食材を確認し、例えばトマトの種部分を除くと食べられるなど、量など個別に調整することで、給食時の衝動行動は減る。

園での個別対応は、そのつど保護者と共有した。保育者は、地域の発達支援センター主催の研修に参加を重ね、個別相談をするなどし、園での対応の参考とした。

## [5歳～6歳]

感情を言葉で伝えられるようになるにつれ、徐々に衝動的な行動が減った。自己中心性は強く、あいまいなルールや相手の思いを想像する力が弱いため、自己調整に苦労し葛藤する場面は多い。

ある日、友達から「A君が怒っている」と言われたことに対し、A児は「ちがう！」を繰り返し言い合う場面があったため、職員が研修で学んだ感情カードを使って、双方に確認すると、友達は「怒り」、A児は「泣く」のカードを指差す。その日以降友達は、A児のかんしゃくを見かけると「先生、A君悲しいんだって」と教えてくれるようになる。このようなエピソードも保護者と共有した。

5歳児発達相談を受診し、定期的に事後相談を受け、その際に保健師や小児科医と保育者と情報を共有した。結果は保護者へ伝えられるが、園からも改めて、保護者へA児の状態に照らし合わせながら説明を行った。

### [就学に向けて]

市教育委員会による就学指導委員会を受診する。結果はASD傾向、個別配慮を要するが通常学級所属となる。WISC検査（知能検査）の結果など、保護者にとって理解が難しい部分は、園側がわかる範囲内ではあるが、改めて説明の時間を設ける。

## 3 終結と課題

衝動的な行動は、幼いA児にとってはコントロール不能であり、しかし友達や大人からは叱責を受ける機会も多く、集団生活は苦勞の連続だったと考えられる。友達は、衝動的に叩かれたり、大きな声を上げられたり、不適切な行動を受けながらも、A児の困りに寄り添っており、その姿を大人は「やさしい」と言うてしまうことに罪悪感が残る。

就学後は、参観日で遠目で見る程度であった。私たちのかわりがその後どのような影響を及ぼしたか知ることはできないし、関係機関とその後の育ちを振り返る機会もない。

### >>>> 伊藤先生からのコメント

A児への深い洞察とあたたかな見守りから、A児の奇声や他害の背景にある不快や不安に気づくことができた点が素晴らしいと思います。

また、絵カードをA児も他のお友達も活用できている点は、A児だけを「支援が必要な子ども」と位置付けるのではなく「みんな、このカードを使って気持ちをあらわすことが便利」としている点が、子どもたちのなかに「分断」を生まない工夫になっていると思いました。

卒園すると、子どもとの関係が途切れてしまい、見守り続けることができないのは、園として寂しいものがあると思います。園での様子を小学校に引き継ぎ、小学校と園とで一緒に見守り続けることができる関係をつくることのできるような働きかけが今後の課題かと思っています。園と小学校のネットワークを構築していくことは、親子にとっても安心・安全に子育てできる地域づくりにつながっていきます。



## CASE 4

## 友達関係を心配する保護者への支援

## 1 事例の背景

A児の母親は、A児のことで気になることや心配なことがあると、「最近の様子はどうですか」と保育者に聞きに来ることが多い。そのつど、母親の本当に聞きたいことを丁寧に聞き出しながら、母親の不安な気持ちに寄り添い、安心できるようにしてきた。以前もA児の母親からA児とB児についての関係性を聞かれたことがあった。

B児は、自分の思いが通らないと大きな声で泣いて訴える様子や周りを気にせず、その日、その時の自分の思いだけで動く様子がよく見られる。頑固さもあり、友達とトラブルになることが多い。コミュニケーションの面で特性が見られる。

## 2 事例

A児の母親が、「最近A、どうですか」と心配そうな様子で声をかけてきた。保育者は最近A児がC児・D児とよく遊んでいる様子を伝えつつ、「何か心配なことでもありましたか？」と聞いた。

母親は、昨日A児が家に帰ってきてから、『もうBちゃんとは遊ばない!!』と怒っていたため、心配になったと話を始めた。母親がA児に何があったのか聞くと、B児に遊ぼうと誘われたため、A児は朝の支度を急ぎ、B児のところに行くと、「Aちゃんとは遊ばない！他の子と遊ぶから！」と強く言われ、悲しかったと伝えたそうだ。母親は、今までにもこのような話をA児から聞くことがあり、気になっていたと話す。

母親は「うちの子も気が強いから、同じようなこと言っているかもしれないけど…」と言いながらも心配している様子であった。保育者は友達が傷つくような言葉をA児が言っているところを見たことがないこと、相手の話していることも聞いて受け入れていること、自分の気持ちも伝えることができていることを話し、母親が少しでも安心できるようにする。そして、保育者が「Aちゃんの話を知ると、心配になりますよね」と共感すると、母親は頷いた。

保育者は、A児とB児の今の関係性や状況をA児達の担任に確認してから返答することを伝えた。母親は「きっとAもキツイこととか言っていると思うので、その時は教えてください」と言う。保育者が「わかりました。お母さんもまた気になることがあったらいつでも教えてくださいね。今日1日、私もAちゃんやBちゃんの様子よく見てみますね」と伝えると、母は「お願いします」とホッとした様子で帰っていった。A児たちの担任には、母親からの話を伝え、降園時に声をかけるよう伝えた。

### 3 終結と課題

母親が不安なことや知りたいことを聞いて受け止め、返していきながら、安心して園に預けられるよう、引き続きかかわっている。

特性をもっている子とのトラブルについて、特性からくる行動や苦手がある時、保護者にどう伝えるとよいかは課題となっている。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

A児の母親が不安になる気持ちをしっかりと受容、共感しつつ、A児の園での様子が、母が不安になるようなことは見られないことをやんわりと伝えることで、母に寄り添った対応になっていると思いました。

A児は、家で母に思いや状況を伝えているようですが、園ではどうでしょうか？A児は、担任の先生など園の先生には、そのつど、気持ちや話を聞いてもらえているのでしょうか？B児から「もう遊ばない！」とA児が言われている場面に保育者はいたでしょうか？できるだけ、タイムリーにその場で、二人の子どもから話を聞いて対応できると思います。就学前の子どもたちなので、後になってから状況を時系列にそって話すことは難しいです。保育者がその場その場で、どれだけ子どもたちに注目していて、タイミングよく介入・対応できるかが、「子どもの声」を聴きとるためには重要になります。

#### 参考

※全国保育士会HP「保育士がこたえる子育てQ&A」

全国保育士会のHPでは、保育士が日頃保護者等からよく受ける子育ての相談や育児についての悩みなどを集約し、それについて保育士の保育実践からの知識・経験を活かして、こたえていくコーナーがある。



※「こども家庭ソーシャルワーカー」（認定資格）

令和4年6月の改正児童福祉法により、こども家庭福祉の実務者の専門性向上をめざして創設された。一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが認定機関となっている。資格取得までさまざまなルートがあるが、保育士を対象とした「保育士ルート」もある。



▲特設サイト



## CASE 5

## 外国籍の家庭(園児・保護者)が園の生活に慣れるための支援

## 1 事例の背景

中国籍の3歳児A児および0歳児のB児の家族は全員が中国籍であり、日本語を話せるのは祖母のみで、子どもたちにとっては異国での初めての集団生活であった。保育者もスマホのアプリだけでの会話に限界を感じていたところにハローワークの求人サイトで中国籍の方を保育補助員として雇うことができた。

## 2 事例

中国籍の3歳児A児および0歳児のB児は4月入園。祖母は当初日本語が少し話せたが園児の両親はあいさつ程度の日本語のみであり、保育者との会話は祖母を通してであったため、祖母が付き添って登園する時は園児の様子などを聞くことができた。しかし、母親が送ってくる時にはお互いが片言の会話だけで、園児を預かることになっていた。このような状態から始まった園生活ではB児はまだ言葉も出ていないため、泣くことなくスムーズに毎日預かることができていた。しかし、A児は母親が帰ってしまうと不安そうな顔から泣き始めてしまう日が続いた。担当保育者が寄り添っていても拒否してしまう日々が続き、フリー担当保育者がスマホの翻訳アプリを使い会話することで、フリー保育者の手を握り離れない日々が1か月余り続いた。

5月になり、ハローワークから調理員の求人を見て希望者がいる旨の連絡があり、面接をする。「中国籍、どのような仕事でも良い、日本に永住する予定、中国では日本語の通訳をしていた」とのこと。本園に中国籍の園児が在籍していて中国語を話せる大人がいないことで「保護者への対応、園児の不安を解消することができていないこと」などを話すと、Cさんは保育補助員としての勤務を快諾してくれた。

A児には園での過ごし方などを付き添って伝えてもらい、保護者へは「園だより」などの連絡事項はすべて通訳してもらうことで、保護者は安心した様子になった。3歳のA児は「自分の思い」を伝え、理解してくれるCさんがそばにいて日々に表情が柔らかくなり、日本語も少しずつわかるようになることで明るくなり、Cさんがそばにいと子どもたちと話をしたり、遊んだりするようになった。

保護者には国際交流協会ですべて無料でやっている「日本語教室」を紹介して、日本語も少しずつ理解し、園の行事にも参加したり、他の保護者と話をしている姿も見られるようになった。

### 3 終結と課題

外国籍の家族が居住している地域が多くなっている近年、それに伴って保育所へ入所してくる乳幼児が増加している。言葉の壁は子どもにとって大きな問題だが園だけでは多国語に対応することは難しく、地域の資源（外国人向け日本語教室等）との連携等を活用していくことも、保護者・子どもともに地域に溶け込んで生活していくためにも大切ではないかと感じる。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

タイミングよく、中国籍の保育補助員の方を雇用することができて、よかったですね。

また、国際交流協会の日本語教室につなぐ等、地域の社会資源を熟知していて、必要な人を必要な機関にすみやかにつなぐことができる体制であったことは素晴らしいと思います。日頃から、地域内のさまざまな社会資源についてアンテナを張っておくこと、顔と名前がわかる関係づくりに努めることは、ソーシャルワークではとても大切になります。

海外にルーツのある親子の支援を行う際、つい「日本語を教える」など「日本になじめるように」というスタンスから支援を考えがちになります。もちろん、そのような支援も大切ですが、あわせて、私たちや地域の人々が、その人の国の文化やことばなどを理解しようとしたり、マイノリティである海外にルーツのある人が主役になれるような行事やきっかけを創出したりするという支援や工夫を必要になります。例えば、海外にルーツのある人の国の料理を教えてもらう料理教室の開催、その国の言葉の歌を園全体で歌う等といったイベントがあげられます。

海外にルーツのある人を常に「支援が必要な人」として「弱い立場」に位置づけるのではなく、その人たちから私たちが学ぶ、助けてもらう機会をもつことで「お互い様」「地域全体で助け合っていくのが当たり前」という考えかたや文化を地域で広げていくことができます。そうすることによって、海外にルーツがある人にとっても、日本人にとっても、誰にとっても「住みやすい、子育てしやすい地域」にしていくことができると思います。

#### 参考

※外国人生活支援ポータルサイト（出入国在留管理庁HP）

日本での生活や育児の仕方、就労方法などのガイドブックが多言語によって紹介されている。保育施設についてもふれている。

地域によっては外国籍のかたを支援するサイトを独自に立ち上げ、さまざまな情報を発信している。





## CASE 6

## 毎日登園するための支援

## 1 事例の背景

A児は、母親、兄が2人の4人家族であり、アパートの隣に入籍をしていないA児の父親が住んでいる。A児の登降園を母親以外の方がする場合は、母親から連絡があった場合だけと言われており、父親が朝園に連れてきた際に母親に確認すると、預からずに家に帰らせてと言われたこともある。しかし、母親が夜中に3回、189（児童相談所虐待対応ダイヤル）に「父親なのにA君を見てくれない」「電話しても出てくれない」等の内容で、「父親を注意して欲しい」と電話をすることもあった。

母親は生活保護世帯でもあったが、担当部署の調査により車を所有していたことで生活保護が停止されることになった。

兄2人も家庭児童相談担当部署の見守り対象者であり、A児も同様に2か月に1回担当者からの聞き取りがある。

兄たちが園に在籍していた時は、母親が気に入らない保育士の靴を隠したり、出席ノートの担任の名前を黒く塗りつぶしたり、保育士が心を痛めるような行動をすることもあったため、対応に気をつけなければならない保護者でもある。

## 2 事例

1歳のA児は母子家庭で、前年度8月より入園するが、登園日数が少なく登園日が0日の月もある。毎朝登園確認の連絡を入れるが、連絡が取れない日も多い。欠席の理由は、A児または母親の体調不良の場合もあるが、A児の生活が不規則で朝と夜が逆転しており、11時や13時に起床することが原因と考えられる。起きたらすぐに登園するように声かけを続けると、連続して登園するようになったが、それも1か月と続かず、登園と休園の繰り返しであった。

A児の家庭は、児童相談所、保健師、家庭児童相談担当部署の見守り対象であり、とくに家庭児童相談担当部署の担当者が中心となって他機関との連携をとり、家庭訪問の様子を園に伝えてもらったり、園生活での様子などを伝えたりと、他機関との情報交換を行っている。

A児は園にあまり来ないことから、集団生活における経験不足にともなう成長の遅れが気になっており、担任が1対1で接し、支援することが多い。園での楽しんでいる様子やできるようになったこと、集団生活ならではの経験をしたこと等を母親に伝え、園に来ることの必要性を訴えている。

また、母親の就労も気になるところで、A児が家にいるために働きに行けないことを心配し、母と話をするが、兄2人（中学生、高校生であり、ともに不登校）がA児を見ているので仕事には行っていると言う。しかし、職場に電話をした時、前年度中に辞めて何か月も働いてなかった

事実が明らかになった。現在は新しい就労先で働き始めているが、仕事が続くことを信じ、A児の成長のために毎日登園して欲しい思いでいっぱいである。

### 3 終結と課題

母親の就労先が決まってから、朝は11時頃だが少しずつ登園する日が増えて来るようになった。登園が遅かったり、連絡がなかったりする際に10時までに園から確認の電話を入れていたが、保育園からの電話を嫌がるため、母親のほうから連絡をもらうことにした。最初は園に連絡することはないと言っていたが、何度もやり取りをすると、母親のほうから毎日ではないが、連絡を入れてくれるようになった。現在は9時30分頃に登園することもあり、欠席することも少なくなった。A児も園の生活に慣れ、友達を意識し始め、一緒に遊ぶ姿が見られるようになってきた。

今後、母親の就労が続くことを願い、毎日登園し続けてもらいたい。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

入園当初は、登園がままならない日が続いていたようですが、その期間の食事や衛生面など生活状況はどうなっていたのでしょうか？家庭児童相談担当部署の見守り対象者ということなので、例えば要保護児童対策地域協議会の定例会の会議に出席すると、A児家族の情報が共有できる可能性があります。また、中学生と高校生の兄がA児を見ているので母は仕事に行ける、という記載がありましたが、兄二人がヤングケアラーとしてA児を見ていたことになります。兄の通う中学校や高校との連携をとるためにも先述した要対協の会議への園としての参画はとても重要かと思います。

園に対して拒否的だった母親の態度が徐々にやわらかくなったのは、園の皆さんの粘り強くあたたかな対応の賜物かと思います。母が母であろうとするがんばりをねぎらいつつ、園の声が母の耳に届く関係を地道に構築していくことが重要になります。

こうした、園を休みがちなケースにおいては「集団生活不足が子どもに与える影響」を強調しすぎると、親からすると「園から叱られている」という感覚になりやすいので、「園に預けて、安心して仕事に行ってほしい」「子どものことは園に任せて」といった、登園することが母にとってプラスになるというメッセージを送ることも有効かと思います。

#### 参考

※ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。こども家庭庁の特設サイトではヤングケアラーに関する全国の相談窓口が検索できる（令和7年7月時点）。





## CASE 7

発達障害・精神疾患を抱えた保護者・  
配慮を要する子どもへの支援

## 1 事例の背景

A児は満3歳児で、年度途中に入所。市の相談窓口より、県外からDV案件で転入し、現在、離婚協議中となっている。A児には自閉的傾向がみられると入所前に情報提供があり、入所時の面接にて、母親自身が注意欠陥多動性障害、適応障害の診断書を持参、現在通院中と聞く。A児についても心配なことを話し、今後療育をどのように進めていけばいいかと相談があった。入所前で児の様子がわからないため、少し様子を見る時間をいただいた。この時点で、市の相談窓口、社会福祉協議会（以下、社協）の相談員、保育所、健康推進課保健師が情報共有し、連携をとっていた。

## 2 事例

3歳児健診にて、A児を療育に通わせたい、自身の発達障害の児への影響を心配していることに合わせ、自身が心療内科を受診中というアンケート記述を踏まえて母親相談につながった。

A児は後日、医療機関を受診し軽度の知的障害のグレーゾーンであり、自閉的傾向があることから療育につながって、発達支援事業所を月15回利用することになる。少し調子のよくなった母親は就労し、初めは順調に仕事に向かうが、体調を崩して退職した。母親のサポートとして訪問看護を週3日、長時間保育の利用、土曜保育利用などの環境を整えた。伝達などの受け取り方にもムラがあり、伝えたことが正しく理解されず、否定的に受け取り、いろいろ相談に行くが、思いと違っていたら受け入れないところもあり、後で関係機関に修正しなければならないこともあった。

園では比較的落ち着いているA児も家庭では、母親に対して暴力的で、つねったり、噛みついたり髪を引っ張ったりすると訴えがあった。自分の気持ちをなかなかわかってもらえない母親に自分をぶつけ「ママわかってよ」と訴えているようにも見えた。

主治医に入院を勧められるも、A児のこともあり、無理だという。悪くなった状況を少しでも改善するため、保育所より、関係機関を集めたケース会を開くことを提案し、社協相談員、A児の担当医、訪問看護、保育所、発達支援事業所、相談窓口相談員で会を開いた。母親の主治医の参加は叶わなかったが、そこで情報共有、今後の支援体制について話し合いを持った。

入院に関しては、実家の協力が得られないこともあり、ショートステイや、里親などがよいかと提案されたが、退院後の児との関係に不安があり踏み切れなかった。それぞれの機関でできる支援を明確にし、情報は共有し、園ではA児が落ち着いて過ごせるように、活動前のスケジュール表示、クールダウンできる居場所の確保など、保育環境、人的環境を整えた。

### 3 終結と課題

母親は離婚も成立し、現在就労していないが、制度を利用し経済的な不安は解消されると同時に、A児も比較的落ち着いて生活できている。母親が困った時にはいつでも相談できる体制をとり、母親も話がしたい時は、自分から事務室へ来るようになった。

まだまだ気分の浮き沈みはあるが、なるべく送迎の際は顔を見て声をかけるように努めている。現在も、定期的に母親と関係機関で集まりケース会を実施し、情報共有も継続中である。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

母なりに、特性のある難しいわが子に向き合おうとする姿勢を園の皆さんがあたたかく、そして粘り強く支え、見守っている事例だなと思いました。

園として、関係機関と連携しながら、母が利用できるさまざまなサービスにつないだこともよかったと思います。今後は、母にとって、同じ悩みを共有できるセルフヘルプグループ（子どもの療育を利用している親の会など）につなぎ、母が「支援者」である専門職以外の人に相談したり、支えあったりできるような環境を整えることができるといいと思います。

さらに、A児もいずれ小学生になるので、卒園後にこの親子が頼れる地域の機関につないでいくことも視野に入れて、関係機関との連携や情報共有をすすめていけるといいと思います。

#### 参考

※こども家庭庁「児童発達支援ガイドライン（令和6年7月）」

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所における児童発達支援の内容や運営等に関する事項を定めている。「第5章 関係機関との連携」には保育所等の連携についてふれられている。



※こども家庭庁「保育所等訪問支援ガイドライン（令和6年7月）」

保育所等訪問支援事業所における保育所等訪問支援の内容や運営等に関する事項を定めている。





## CASE 8

## 母親の内縁の夫から、子どもたちの心と体を守りたい ～ステップファミリーへの支援～

## 1 事例の背景

A児は年中組の男児。父母はA児が乳児の頃に離婚し、母親と中学生の姉との三人で暮らしている。半年ほど前から母に内縁関係の男性ができた様子である。

もともと、母は育児への苦手意識をもつシングルマザーとして居住地域の保健師やケースワーカーがかかわっており、保育園にも時折様子伺いの電話がかかっていた。

ところが、内縁の男性が現れてからは、家庭内虐待の疑いがあるとして市の児童相談所にケースが移され、児童相談所から登園状況や身体の様子などについて聞き取る電話が月に一度程度かかっていた。さらに、内縁関係の男性による姉への性的虐待の疑いで警察署からの問い合わせもかかってくるようになった。

A児の身体には傷などはないが、心理面で大きな影響を受けていると思われる様子が見られた。母親の気持ちと子どもの気持ちが変わることがない、支援の方法に苦慮する事例である。

## 2 事例

A児は、母親と姉、母親の彼氏との4人で暮らしている。A児の母親は、わが子に対して愛情はあるものの、家庭的とは言えない性格のうえに、彼氏との関係を楽しんでいて、子どものことが後回しになっているようであった。

園は、区のこども相談係と連携を取っていたが、ある時から市の児童相談所からの聞き取り調査が園にたびたび入るようになり、その少し後には警察署からも電話や臨場での調査が入った。

そのころ、A児の言葉遣いや行動が荒くなったため、母親との面談を行ったが、母親は、彼がよい人、素敵な人であることを主張し、彼と子どもたちとの生活が非常にうまくいっており、幸せなのだ、とてもうれしそうに語る。

A児は未満児クラスの時から“気になる子ども”として発達検査や療育機関につなげるべきかどうかを職員間で検討してきた。発達の問題がどれくらい関係しているかわからないが、心理的な影響を受けている可能性はある。

その後、A児の様子はいっそう悪い方向にエスカレートし、担任への暴言、保育室からの飛び出し、着席不可、棚などの高いところに上り飛び降りるといった危険行為、他児に対しても机やイスを押し付けたり、物を投げたりなどの暴力的な行為、大声で叫ぶなど、集団不適応を起こしていた。担任のB保育士はA児を可愛がってきただけに荒れていく姿に胸を痛め、暴言や暴力を受けるたびに心が病んでいった。

ある日、警察署から「Aさんに園で事情聴取をしたいので協力してほしい」と電話が入った。

内縁の関係にある彼氏には前科があることは母親から聞いていたが、今回は姉に対する加害行為のようだった。

関係者の話や状況から推測になるが、A児は、彼氏から叩かれたことはあるが怪我やあざにつながるような虐待は受けてはいないこと、姉に対する虐待行為を目撃していること、彼氏と母親の男女の関係について頻繁に見聞きする機会があることで心的外傷を受けたと考えられる。

警察の介入をきっかけに姉は児童相談所に保護されたが、A児は保護されることはなかった。A児の行動面の問題については警察はもちろん、児童相談所も園と一緒に考える機会はなかった。

### 3 終結と課題

彼氏との同居を禁止された母親は、「これを招いたのは子どもたちや児童相談所であり、園も加担している」と考えているようで、“聞く耳を持たない”状態になっているため、家庭の状況は聞き出せず支援の方法に戸惑っている。

A児は調子のよい時もあれば、さまざまな問題行動を見せる日がある。恐らく、家庭で何かあるのだろうと思われるが、個別対応で気持ちを落ち着かせるなどの対処をしながら見守るしかない状態である。

大学で虐待を専門に研究している教授や、市の児童家庭支援センターのベテラン担当者、虐待やDVなどが専門の精神科医といった“つてを頼った”相談をしながら、継続的に見守っている状況である。

#### >>>> 伊藤先生からのコメント

園として、心配しながらA児をあたたく見守ってきたことが伝わってきます。また、A児の登園が途絶えていないことから、園とA児の母との関係も悪くなかったことがうかがえます。

全体を通して、A児自身の気持ちを誰か聴いていたのかな？と気になりました。A児は年中児ですが、見たものや聴いたこと、怖いとか好きといった自分なりの気持ち等を言葉にできるかもしれません。あるいは言葉にできなくても絵で表現することができるかもしれません。A児自身の悲しみや苦しみ、母や家族への思いや願い等を聴きだし、受け止めつつ、その声を母親に伝えるような「母子の橋渡し」になる支援者が必要です。

また、この家族のネガティブな点だけでなく、ストレングスにも着目することも大切になります。例えば、この母はA児を登園させることができていました。そうした「母であろうとする姿勢」に注目した声かけをすることによって、母親の本音や困りごとを聴きだすきっかけをつかむことができることもあります。

## 相談支援における“コツ”

相談支援の“コツ”としては、相手の話をしっかりと聴く「傾聴と受容の徹底」、相手の話を促す「効果的なあいづち」、表情や声のトーンといった「非言語コミュニケーションへの配慮」などさまざまなものが挙げられますが、ここでは「リフレーミング」を取り上げます。

リフレーミングとは、物事の枠組みを変えることで、ネガティブな視点をポジティブに転換する心理学的手法です。例えば、コップの半分まで水が入っている状態を「水が半分しかない」ととらえるのではなく、「まだ半分ある」ととらえたり、仕事等で失敗した時に「失敗した」ととらえるのではなく「成長のチャンスを得た」ととらえたりする等、物事のネガティブな側面ではなく、ポジティブな側面に着目し、なるべく楽観的な言葉に置き換えます。

また、利用者が困難な状況に直面している場合、「この困難を乗り越えることで、より成長できる」「新たな可能性やのびしろが見えてくる」など、解決策を導くような言い方をすることで、本人の課題解決に向けた行動を促すことができます。

さらに、利用者が、怒りや不安などの感情を抱えている場合、「マイナスも含めていろんな感情を表現できているということは、自分を大切にできているということ」など、感情の受け止め方をリフレーミングすることで、本人の怒りやストレスを軽減することができることもあります。

リフレーミングを効果的に行うコツとして、以下の3点があります。

1. 利用者の視点から考える：支援者である「私が」どう感じるかではなく、利用者を主語にして、相手の立場から表現するようにすることが大切です。
2. 肯定的な側面を探す。しかし無理やりポジティブに転換しない：リフレーミングでは、問題のネガティブな側面だけでなく、肯定的な側面も探ることが大切になりますが、無理やりポジティブにすると嘘っぽくなり、逆効果になります。例えば「あの人は優柔不断だ」を「あの人は周りのことをよく考える謙虚な人だ」とすると「なぜそんなことが言えるのか？」となります。なので、「あの人は物事を決断するのに、人より時間をかける」等、プラスマイナスのない言い方にするだけでもリフレーミングの効果はあります。
3. 未来志向で考える：今後の状況や可能性に焦点を当て、前向きな展望を持つような言い方を探します。変えられない過去にこだわる言い方から「新しい明日を生きること」につながる表現を選べるといいです。

最後に、リフレーミングしたフレーズや言葉は、何度も繰り返し使うことで、自分と相手の頭と心に浸透していきます。日頃から、ポジティブな言葉や思考を心がけていると相談支援にも役立つかもしれません。

# 想定される関係機関

支援者	役割とその機能
子育て支援サービス等	児童館、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポート、家庭的保育事業（保育ママ）、一時預かり事業、ショートステイ事業、育児支援家庭訪問事業 等
市町村の児童相談（児童家庭相談援助）	児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することとなった。 子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報提供、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査および指導、これらに付随する業務を行う。
児童相談所（都道府県）	市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市）及び児童相談所設置市（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市）に設置される行政機関。 原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けている。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。
配偶者暴力相談支援センター	都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（※）、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。 ※一時保護については、女性相談支援センターが自ら行うか、女性相談支援センターから一定の基準を満たす者に委託して行う。
保健所（都道府県）・保健センター（市町村）	保健所は、都道府県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市又は特別区が設置しており、地域保健に関する各種業務を行っている。また、市町村には、市町村保健センターが設置され、住民の健康相談、保健指導を行っている。保健師や心理職により、精神保健相談や酒害相談などを行っている。
医療機関	親子の健康上の問題、子どもの発達や問題行動、親の精神疾患等を抱えている場合もあり、地域の医療機関との連携が望まれる。とくに児童精神科医や子どもに理解の深い精神科医は地域に少ない実情はあるが、連携を図っていくことが望まれる。そこでは親のカウンセリングや精神疾患の治療、子どもの診断（障害・被虐待）や治療が得られる。（金子恵美「保育所における家庭支援－新保育所保育指針の理論と実践－」全国社会福祉協議会、2008年）
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
小学校（教育委員会・教育相談室）	小学校は、市町村に設置義務があり、教育委員会が所管している。学校教育法第17条には、「小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする」と定められている。「保育所保育指針」第4章保育の実施に関して留意すべき事項（2）小学校との連携では、「保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の（2）に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。 ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。」と示されている。
民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。 民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。 また、民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されおり、主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。
警察	警察は、日常的な子育て支援の中心的パートナーではないが、「子どもの安全を守る」という観点から、緊急時や重大な事案においては、とても重要な連携先である。例えば、児童虐待の疑いがあるとき、家庭内での暴力（DV）や、犯罪のおそれがあるときには、警察の動向のもとで家庭訪問等がおこなわれるときがある。また、行方不明や誘拐、失踪などのケースにおいても警察との連携が必要になる。



監 修：伊藤 嘉余子（大阪公立大学 教授）  
発 行：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会  
（令和6年度 制度・保育内容研究部会）  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL.03-3581-6503 / FAX.03-3581-6509  
ホームページ（<https://www.z-hoikushikai.com>）



発 行 日：令和7年8月